

# 教育委員会提出議案

## 第 29 号議案

豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 8 日

豊島区教育委員会教育長 清 野 正

豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則（平成 27 年豊島区教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項中「を行使し、又は公の職務を遂行」を「の行使又は裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭（以下「公民権行使等」という。）を」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する権利の行使又は公の職務の遂行」を「公民権行使等」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（説 明）

人事院規則 15－14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の改正に合わせ、公民権行使等休暇の対象に被害者参加人を追加することについて所要の改正を行うため本案を提出する。

豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則（平成27年教育委員会規則第8号）の一部を改正する規則  
新旧対照表

| 改正後（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則</p> <p>平成27年3月31日<br/>教育委員会規則第8号</p> <p>第1条から第23条まで（略）<br/>（公民権行使等休暇）</p> <p>第24条 職員が勤務時間中に公民としての権利の行使又は裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭（以下「公民権行使等」という。）をするために必要と認められる場合において、その者の請求に基づき、公民権行使等休暇を与えるものとする。</p> <p>2 任命権者は、職務の都合により、<u>公民権行使等</u>に支障がない限り、その時刻を変更することができる。</p> <p>第25条から第42条まで（略）</p> <p>附 則（令和8年9月8日教委規則第14号）<br/>この規則は、令和8年10月1日から施行する。</p> | <p>○豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則</p> <p>平成27年3月31日<br/>教育委員会規則第8号</p> <p>第1条から第23条まで（略）<br/>（公民権行使等休暇）</p> <p>第24条 職員が勤務時間中に公民としての権利を行使し、又は公の職務を遂行するために必要と認められる場合において、その者の請求に基づき、公民権行使等休暇を与えるものとする。</p> <p>2 任命権者は、職務の都合により、<u>前項に規定する権利の行使又は公の職務の遂行</u>に支障がない限り、その時刻を変更することができる。</p> <p>第25条から第42条まで（略）</p> |

○豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則

平成27年3月31日

教育委員会規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、特別の定めがある場合を除き、特別職の職員で非常勤のもの（以下「職員」という。）の職の設置、任用、分限、服務及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年豊島区条例第38号。以下「条例」という。）第2条に規定する職員の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職名及び職務内容)

第2条 職員の職の名称及び職務内容は、別表第1に定めるとおりとする。

(任用)

第3条 職員の任用は、第10条に該当するものを除き、別表第1に定める資格要件を満たす者のうちから、教育委員会又はその委任を受けた者（以下「任命権者」という。）が行う。

(任用期間及び更新)

第4条 職員の任用期間は、1年以内とする。ただし、4月1日から翌年3月31日までの1年（以下「年度」という。）の途中で採用された場合には、当該年度の末日までとする。

2 任命権者は、職員が次に掲げる要件を備えている場合、その雇用期間を4回に限り更新することができる。

- (1) 勤務実績が良好であること。
- (2) 別表第1の資格要件の各号に該当すること。
- (3) 年齢が65歳未満であること。ただし、任命権者が特に必要と認める場合には、この限りではない。

(分限)

第5条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その職を免ずる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制の改廃若しくは予算の減少により、廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合

(5) 刑事事件に関し、起訴された場合

(服務)

第6条 職員は、その職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念し、法令、条例、規則等に従い、任命権者の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

2 職員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

3 職員は、任命権者の許可があつた場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(勤務時間)

第7条 職員の勤務時間は、第9条に定める休憩時間を除き、次の各号の範囲内とする。

(1) 1日あたりの勤務時間は、7時間45分を限度とする。

(2) 1週間（日曜日から土曜日までの7日間をいう。以下同じ。）あたりの勤務時間は、38時間45分を限度とする。

(3) 1月（月の初日から末日までをいう。以下同じ。）あたりの勤務時間は、124時間を限度とする。

2 職務の性質により前項第1号及び第2号の規定により難しい場合は、任命権者は前項第3号の規定の範囲内で別に定めることができる。

(勤務の割振り)

第8条 職員の勤務日数及び正規の勤務時間は、別表第1のとおりとする。

2 職員の勤務日及び勤務時間の割振りについては、任命権者が別に定める。

(休憩時間)

第9条 任命権者は、勤務時間が6時間を超える場合は1時間、継続して一昼夜にわたる場合は1時間30分の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか休憩時間に関することは、常勤職員の例による。

(欠格条項)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、職員となることができない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 豊島区において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項に基づく懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法若しくはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(令元教委規則 6・令 7 教委規則11・一部改正)

(報酬の額)

第11条 条例第2条第1項及び第2項に規定する報酬（以下、「基本報酬」という。）の額は、別表第2のとおりとする。

2 同条第3項に規定する報酬は、当該職員の別表第2に定める報酬額に、採用又は退職等のあった月に現に勤務した日数を別表第1で定めるその者の1月あたりの勤務日数で除した割合を乗じた額とする。

(報酬の減額)

第12条 職員が定められた勤務時間の全部又は一部について勤務しないときは、その勤務しない時間について報酬を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、報酬の減額を免除することができる。

- (1) 第22条、第24条、第29条及び第32条に規定する休暇等を取得した場合
- (2) 第37条に規定する交通機関の事故等により欠勤した場合
- (3) 研修を受ける場合
- (4) その他任命権者が特に必要と認める場合

(通勤費相当として付加する報酬)

第13条 条例第2条第4項第1号に規定する職員への報酬は、1月を単位として支給し、その額は4万円を限度とする。

2 報酬の額の算出基準及び方法は、任命権者が別に定める。

(勤務1時間あたりの報酬の額)

第14条 条例第2条第2項に定める職員への基本報酬のうち、日額又は月額で支給される職員の勤務1時間あたりの報酬の額は、次の各号に定める方法により算出した額とする。

- (1) 日額の職員 当該基本報酬を1日あたりの勤務時間で除した額
- (2) 月額の職員 当該基本報酬を1年における1月あたりの平均勤務時間で除した額

2 勤務1時間あたりの報酬の額を算出する場合において、1円未満の端数を生ずるときは、その端数が50銭以上のときは1円とし、50銭未満のときは切り捨てる。

(超過勤務及び当該勤務に対する報酬)

第15条 任命権者は、職員に対し正規の勤務時間を超えて勤務（以下「超過勤務」という。）させてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、超過勤務を命ずることができる。
- 3 条例第2条第4項第2号に規定する職員には、その超えて勤務した全時間に対して基本報酬とは別に報酬を支給する。
- 4 前項に規定する報酬は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を第14条に規定する1時間あたりの報酬額に乗じて得た額とする。
- (1) 第7条第1項第1号で定める勤務時間の範囲内 100分の100
  - (2) 前号を超えて勤務した場合 100分の125
  - (3) 災害時その他任命権者が特に必要と認める場合において第7条第1項第1号で定める勤務時間を1箇月に60時間を超えて勤務した場合におけるその60時間を超えて勤務した全時間 100分の150
- 5 午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜帯」という。）に超過勤務を命ぜられた職員の当該勤務に対する報酬は、前項各号に定める支給割合にそれぞれ100分の25を加算して得た額とする。

（平29教委規則10・一部改正）

（深夜勤務に対する報酬の割増）

第16条 条例第2条第4項第3号に規定する職員には、深夜帯に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間あたりの報酬額に100の25を乗じて得た額を、基本報酬とは別に支給する。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）

第17条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として、同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。第34条第1項並びに第35条第1項を除き、以下同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻

関係と同様の事情にある者を含む。)又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が多様な性自認又は性的指向を持ち、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。以下同じ。)の相手方(以下「配偶者等」という。))で当該子の親であるものが、深夜帯において常態として当該子を養育することができる者として該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜帯における勤務をさせてはならない。

- 2 前項の規定は、要介護者(第34条第1項並びに第35条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として、同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。))に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。第34条第1項並びに第35条第1項を除き、以下同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が多様な性自認又は性的指向を持ち、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。以下同じ。)の相手方(以下「配偶者等」という。))で当該子の親であるものが、深夜帯において常態として当該子を養育することができる者として該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

(平29教委規則6・令7教委規則10・一部改正)

(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務

の制限)

第18条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

(平29教委規則6・令7教委規則10・一部改正)

(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第19条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

(令7教委規則10・一部改正)

(勤務時間の集計)

第20条 第15条及び第16条の勤務時間数は、1月を一の計算期間として集計するものとし、その集計時間数に1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てるものとする。

(計算期間)

第21条 条例第2条第4項第2号及び第3号の報酬は、1月を単位として当該期間に係るものを各号ごとに集計するものとする。

(年次有給休暇)

第22条 年次有給休暇の日数は、年度につき、週によって所定勤務日数が定められている職員にあっては別表第3の左欄の週所定勤務日数の区分に応じ、週以外の期間によって所定勤務日数が定められている職員にあっては同表の中欄の年度所定勤務日数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄の勤続年数の区分ごとに定める日数とする。

- 2 前項の勤続年数とは、職員となった日から引き続いて在職した年数をいう。この場合において、年度の途中に採用された者については、その年度の4月1日に採用されたものとみなす。
- 3 新たに職員となった者のその年度の年次有給休暇の日数は、週によって所定勤務日数が定められている職員にあっては別表第4の左欄の週所定勤務日数の区分に応じ、週以外の期間によって所定勤務日数が定められている職員にあっては同表の中欄の年度所定勤務日数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄の任用月の区分ごとに定める日数とする。
- 4 年次有給休暇は、職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、任命権者は、職務に支障があるときは、他の時季に与えることができる。
- 5 年次有給休暇は、1日を単位として与える。ただし、任命権者は、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として与えることができる。
- 6 前項の規定にかかわらず、勤務日（第8条第2項に規定する勤務日をいう。以下同じ。）ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない職員の年次有給休暇は、1時間を単位として与える。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて、年次有給休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として与えることができる。
- 7 1時間を単位として与えられた年次有給休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、前項ただし書に規定する時間数を単位として与えられた年次有給休暇を含む。）を日に換算する場合は、その職につき定められた第1項に規定する所定勤務日数に応じて求められる総勤務時間数を当該所定勤務日数で除して得た1日あたりの勤務時間数（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にするものとする。）をもって1日とする。
- 8 第1項及び第3項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数があるときは、翌年度に限りこれを請求することができる。ただし、前年度（新たに職員となった者にあってはその職員となった年度）における勤務した日の総日数が勤務を割り振られた日の総日数の8割に満たない職員については、この限りでない。
- 9 前項までに定めるもののほか、職員としての任用前に豊島区で雇用されていたものの年次有給休暇の取扱いについては別に定める。

（平30教委規則2・一部改正）

（病気休暇）

第23条 職員が疾病又は負傷のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合において、その者の請求に基づき、病気休暇を与えるものとする。

2 前項における承認期間は、年度を通じ30日間（連続して取得する場合は、勤務日以外の日も含む。）を限度とする。

（公民権行使等休暇）

第24条 職員が勤務時間中に公民としての権利の行使又は裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭（以下「公民権行使等」という。）をするために必要と認められる場合において、その者の請求に基づき、公民権行使等休暇を与えるものとする。

2 任命権者は、公民権行使等に支障がない限り、その時刻を変更することができる。

（妊娠出産休暇）

第25条 妊娠中の女性の職員が休業を請求した場合には、出産予定日前6週間（多胎妊娠の場合は、14週間）以内で引き続く期間において休暇を与えるものとする。

2 出産後の休暇は、出産の翌日から起算して、8週間を超えない範囲内で引き続く期間を与えるものとする。ただし、産後6週間を経過した職員が勤務を申し出た場合において医師が支障ないと認めた業務に就くときは、この限りでない。

（平31教委規則3・一部改正）

（妊娠症状対応休暇）

第26条 妊娠中の女性の職員が妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合には、その者の請求に基づき、1回の妊娠について2回まで、日を単位として合計7日以内の休暇を与えるものとする。

（平31教委規則3・令7教委規則10・一部改正）

（母子保健健診休暇）

第27条 妊娠中の、又は出産後1年を経過しない女性の職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定に基づく医師等の健康診査又は保健指導を受ける場合には、その者の請求に基づき、必要と認められる時間について休暇を与えるものとする。

2 前項の休暇は、母子健康手帳の交付を受けてから妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産までは、1週間に1回（ただし、医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）及び出産後1年までは医師等により指示された回数の範囲内で承認する。

（妊娠中及び出産後の休養）

第28条 妊娠中の女性の職員が、保健指導又は健康診査に基づき、勤務の負担が妊娠の経過に影響を及ぼすとして、医師等により休憩に関する措置についての指導を受けた場合における休養に係る取扱いについては、常勤職員の例による。

2 妊娠中の、又は出産後1年を経過しない女性の職員が、保健指導又は健康診査に基づき、医師等により妊娠中又は出産後の症状等に対して、勤務時間の短縮措置を講ずる旨の指導を受けた場合における勤務時間の短縮に係る取扱いについては、常勤職員の例による。

(妊婦通勤時間)

第28条の2 妊娠中の女性の職員が、通勤に利用する交通機関の混雑が著しく、職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがある場合において、その者の請求に基づき、勤務時間の始め又は終わりにそれぞれ30分又はいずれか一方に60分の範囲内で、休暇を与えるものとする。

(平31教委規則3・追加)

(育児時間)

第29条 生後満1年に満たない子を育てる女性の職員が育児時間を請求したときは第9条に定める休憩時間のほか、1日2回各々30分の休暇を与えるものとする。

(平29教委規則6・平31教委規則3・一部改正)

(出産支援休暇)

第30条 職員がその配偶者等の出産にあたり、子の養育その他家事等を行う必要があると認められる場合には、その者の請求に基づき、休暇を与えるものとする。

2 前項における承認期間は、配偶者等の出産の前後を通じて、日を単位として4日以内とする。

(令2教委規則4・令7教委規則10・一部改正)

(生理休暇)

第31条 女性の職員が、生理日の勤務が著しく困難なため休暇を請求したときは、必要な期間、生理日の休暇を与えるものとする。

(慶弔休暇)

第32条 職員が結婚する場合若しくはパートナーシップ関係となる場合又は職員の関係者(別表第5に掲げる者に限る。以下この条において同じ。)が死亡した場合、その者の請求に基づき、日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で休暇を与えるものとする。

(1) 職員が結婚する場合又はパートナーシップ関係となる場合 引き続き 7 日

(2) 職員の関係者が死亡した場合 引き続き別表第 5 に掲げる日数

2 前項第 2 号の場合において、遠隔の地に旅行する必要があるときは、実際に要する往復日数を加算することができる。

(平31教委規則 3・令 2 教委規則 4・令 7 教委規則10・一部改正)

(子の看護等のための休暇)

第33条 12歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある子（配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。）又は次の各号のいずれかに該当する者であって、18歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある子を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当と認められる場合には、その者の請求に基づき、休暇を与えるものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳、療育手帳

（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(2) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である者

2 前項における承認期間は、一の年度において、原則として、日又は時間を単位として 5 日（養育する子が 2 人以上の場合にあつては、10 日）以内とする。

3 1 時間を単位として与えられた子の看護等のための休暇を日に換算する場合は、その者の 1 日あたりの平均勤務時間をもって 1 日とする。

4 前 2 項による規定のほか、子の看護等のための休暇の取扱いについては、年次有給休暇の取扱いの例による。ただし、子の看護等のための休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

(平29教委規則 6・令 2 教委規則 4・令 7 教委規則10・一部改正)

(短期の介護休暇)

第34条 職員がその配偶者等、父母、子、配偶者等の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。）の介護その他の世話をを行うため勤務しないことが相当と認められる場合には、その者の請求に基づき、休暇を与えるものとする。

2 前項における承認期間は、一の年度において、原則として、日又は時間を単位として4日（日常生活を営むことに支障がある者が2人以上の場合にあつては、8日）以内とする。

3 1時間を単位として与えられた短期の介護休暇を日に換算する場合は、その者の1日あたりの平均勤務時間をもって1日とする。

4 前2項による規定のほか、短期の介護休暇の取扱いについては、年次有給休暇の取扱いの例による。ただし、短期の介護休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

(平29教委規則 6・令 2 教委規則 4・一部改正)

(介護休暇)

第35条 職員がその配偶者等、父母、子、配偶者等の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫（第35条の3において「対象家族」という。）で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。）の介護を行うため勤務しないことが相当と認められる場合には、その者の請求に基づき、休暇を与えるものとする。

2 前項の休暇を与えることができる職員は、次の各号のいずれにも該当する職員とする。

(1) 区に引き続き在職した期間が1年以上である者

(2) 当該休暇を開始しようとする日（以下「介護休暇開始予定日」という。）から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までの間に任期が満了し、その任期が更新されないことが明らかでない者

3 介護休暇の承認期間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ通算して93日（当該状態となった日前において当該職員が当該

要介護者についてこの条の介護休暇を利用したことがある場合にあっては、93日から一の継続する状態ごとに、当該休暇の承認を受けた期間の初日から最後に承認を受けた期間の末日までの日数を合算した日数を差し引いた日数）を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において必要と認められる期間とする。

4 介護休暇は、その承認された期間内に日又は時間を単位として、連続し、又は断続して利用することができる。

5 時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。

（平29教委規則6・令2教委規則4・令7教委規則10・令8教委規則7・一部改正）

（介護時間）

第35条の2 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないこと（以下、「介護時間」という。）が相当と認められる場合には、その者の請求に基づき、休暇を与えるものとする。

2 介護時間は、第4条第1項に規定する任用期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間は除く。）の範囲内において承認する。

3 第4条第2項により任期を更新する職員に対しては、更新後の任期において、前2項の規定に基づき、介護時間を承認することができるものとする。ただし、当初の介護時間取得の初日から起算して、連続する3年の期間内に限るものとする。

4 介護時間の承認は、1日につき2時間（1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で30分を単位として行うものとする。

（平29教委規則6・追加、令8教委規則7・一部改正）

（対象家族が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第35条の3 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年豊島区条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第16条の4及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年豊島区規則第8号。以下「職員勤務時間規則」という。）第25条の4から第25条の6までの規定は、対象家族が介護を必要とする状況に至った職員

に対する意向確認等について準用する。

(令 7 教委規則10・追加)

(勤務環境の整備に関する措置)

第35条の4 勤務時間条例第16条の5及び職員勤務時間規則第25条の7の規定は、職員の勤務環境の整備に関する措置について準用する。

(令 7 教委規則10・追加)

(育児休業)

第36条 職員が子を養育するために勤務しないことが相当と認められる場合には、その者の請求に基づき、育児休業を与えるものとする。

2 前項の育児休業を与えることができる職員は、次の各号のいずれにも該当する職員とする。

(1) 区に引き続き在職した期間が1年以上である者

(2) 子の1歳6か月に達する日（以下同条において「1歳6か月到達日」という。）又は第5項の請求にあつては子の2歳に達する日（以下この条において「2歳到達日」という。）までの間に任期が満了し、その任期が更新されないことが明らかでない者

3 育児休業の承認期間は、子の出生の日から1歳に達する日（以下同条において「1歳到達日」という。）までの範囲内において必要と認められる期間とする。ただし、配偶者が育児休業を取得している場合で、その者の育児休業の承認期間の初日が職員と同日又はそれ以前である場合には、子の出生の日から1歳2か月に達する日までの範囲内において必要と認められる期間について、1年を限度として、育児休業を承認することができる。

4 前項本文の規定にかかわらず、職員が次の各号のいずれにも該当すると認められる場合には、子の1歳到達日の翌日から1歳6か月到達日までの範囲内において必要と認められる期間について、育児休業を承認することができる。

(1) 職員又は配偶者が子の1歳到達日に育児休業をしている場合

(2) 子の1歳到達日後に子を養育する予定であつた配偶者が次のいずれかの事情にある場合

ア 保育所の入所を希望しているが、入所できない場合

イ 子の1歳到達日後に子を養育する予定であつた配偶者が死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難な状態になった場合

5 第3項本文及び前項の規定にかかわらず、職員が次の各号のいずれにも該当すると認

められる場合には、子の1歳6か月到達日から2歳到達日までの範囲内において必要と認められる期間について、育児休業を承認することができる。

(1) 職員又は配偶者が子の1歳6か月到達日に育児休業をしている場合

(2) 子の1歳6か月到達日後に子を養育する予定であった配偶者が次のいずれかの事情にある場合

ア 保育所の入所を希望しているが、入所できない場合

イ 子の1歳6か月到達日後に子を養育する予定であった配偶者が死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難な状態になった場合

(平29教委規則6・平29教委規則10・一部改正)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第36条の2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊島区条例第21号。以下「育児休業条例」という。）第18条並びに職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年豊島区規則第33号。以下「育児休業規則」という。）第17条及び第18条の規定は、職員又はその配偶者等の妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等について準用する。

(令7教委規則10・追加)

(勤務環境の整備に関する措置)

第36条の3 育児休業条例第19条及び育児休業規則第19条の規定は、職員の勤務環境の整備に関する措置について準用する。

(令7教委規則10・追加)

(交通機関の事故等による欠勤)

第37条 職員が交通機関の事故等の不可抗力による原因により欠勤した場合のサービスの取扱い、常勤職員の例による。

(休暇等の対象職員)

第38条 第23条、第26条から第28条の2、第30条及び第32条から第37条までの規定は、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものにのみ適用する。

(平31教委規則3・一部改正)

(休暇の特例)

第39条 第4条第2項により任期を更新する職員が、第25条から第27条及び第30条から第36条までに規定する休暇を取得する場合において、更新前から引き続きこれらの休暇を

取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。

（公務災害等の補償）

第40条 職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、豊島区労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則（平成9年豊島区規則第6号）の定めるところによる。

（社会保険等）

第41条 職員の社会保険等の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定めるところによる。

（委任）

第42条 この規則の実施について必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（豊島区教育委員会の非常勤職員に関する規則の廃止）

- 2 豊島区教育委員会の非常勤に関する規則（平成12年3月31日教育委員会規則第22号）は、廃止する。

附 則（平成28年3月31日教委員会規則第9号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日教委規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び第2の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成29年3月31日までの間は、この規則による改正後の豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第17条第1項中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁

組によって養親となることを希望している者」と、「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」とする。

3 改正後の規則第35条の規定は、施行日以後に同条第3項の規定により指定された指定期間に係る介護休暇について適用し、同日前にこの規則による改正前の豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第35条第3項の規定による期間の承認を受けた者に係る介護休暇については、なお従前の例による。

4 平成29年1月1日（以下「基準日」という。）において改正前の規則第35条第3項に規定する連続する93日の期間中にある者又は基準日から施行日の前日までの間に同項に規定する連続する93日の期間の初日がある者から申出があった場合には、前項の規定にかかわらず、施行日以後において、2回を超えず、かつ、93日（改正前の規則第35条第3項に規定する連続する93日のうち、基準日前の期間にあつては全ての期間を含むものとし、基準日以後の期間にあつては同項の規定により承認された期間を含むものとする。）を限度として、必要と認められる期間の介護休暇を承認することができる。

5 附則第3項及び第4項の規定により承認された介護休暇の期間中にある職員については、改正後の規則第35条の2の適用にあつては、同条第2項中「指定期間と重複する期間」とあるのは、「豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則（平成29年教育委員会規則第6号）附則第3項及び第4項の規定により承認された介護休暇の期間と重複する期間」と読み替えるものとする。

附 則（平成29年9月28日教委規則第10号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月15日教委規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月29日教委規則第9号）

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（平成31年3月18日教委規則第3号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月14日教委規則第6号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年3月16日教委規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 24 日教委規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 5 月 20 日教委規則第 11 号）

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 23 日教委規則第 7 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 月 日教委規則第 号）

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 3 条、第 8 条関係）

（令 2 教委規則 4 ・全改）

| 職の名称  | 職務内容                                       | 資格要件                                                                          | 勤務日数    | 勤務時間       |
|-------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|---------|------------|
| 学校医   | 学校（幼稚園）における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事すること。 | 次の各号に掲げる要件を備えている者であること。<br>(1) 医師の免許状を有する者<br>(2) 公益社団法人豊島区医師会会長が推薦する者        | 月 1 日程度 | 教育長が別に定める。 |
| 学校歯科医 | 学校（幼稚園）における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事すること。 | 次の各号に掲げる要件を備えている者であること。<br>(1) 歯科医師の免許状を有する者<br>(2) 公益社団法人東京都豊島区歯科医師会会長が推薦する者 | 月 1 日程度 | 教育長が別に定める。 |
| 学校薬剤師 | 学校（幼稚園）における保健管理に関する専門的                     | 次の各号に掲げる要件を備えている者である                                                          | 月 1 日程度 | 教育長が別に定める。 |

|        |                                            |                                                                               |       |            |
|--------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------|------------|
|        | 事項に関し、技術及び指導に従事すること。                       | こと。<br>(1) 薬剤師の免許状を有する者<br>(2) 豊島区学校薬剤師会会長が推薦する者                              |       |            |
| 幼稚園医   | 学校（幼稚園）における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事すること。 | 次の各号に掲げる要件を備えている者であること。<br>(1) 医師の免許状を有する者<br>(2) 公益社団法人豊島区医師会会長が推薦する者        | 月1日程度 | 教育長が別に定める。 |
| 幼稚園歯科医 | 学校（幼稚園）における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事すること。 | 次の各号に掲げる要件を備えている者であること。<br>(1) 歯科医師の免許状を有する者<br>(2) 公益社団法人東京都豊島区歯科医師会会長が推薦する者 | 月1日程度 | 教育長が別に定める。 |
| 幼稚園薬剤師 | 学校（幼稚園）における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事すること。 | 次の各号に掲げる要件を備えている者であること。<br>(1) 薬剤師の免許状を有する者<br>(2) 豊島区学校薬剤師会会長が推薦する者          | 月1日程度 | 教育長が別に定める。 |

別表第2（第11条関係）

（令2教委規則4・全改）

| 職名 | 単位 | 報酬額 |
|----|----|-----|
|----|----|-----|

|               |    |         |
|---------------|----|---------|
| 学校医（内科）       | 月額 | 40,000円 |
| 学校医（眼科）       | 月額 | 40,000円 |
| 学校医（耳鼻いんこう科）  | 月額 | 40,000円 |
| 学校医（精神科）      | 月額 | 47,100円 |
| 学校歯科医         | 月額 | 40,000円 |
| 学校薬剤師         | 月額 | 22,300円 |
| 幼稚園医（内科）      | 月額 | 25,100円 |
| 幼稚園医（眼科）      | 月額 | 25,100円 |
| 幼稚園医（耳鼻いんこう科） | 月額 | 25,100円 |
| 幼稚園歯科医        | 月額 | 25,100円 |
| 幼稚園薬剤師        | 月額 | 14,200円 |

別表第3（第22条関係）

| 週所定勤務日数 | 年度所定勤務日数         | 勤続年数 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |
|---------|------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|         |                  | 0年   | 1年  | 2年  | 3年  | 4年  | 5年  | 6年  | 7年  | 8年  | 9年  | 10年 | 11年以上 |
| 5日以上    | 217日以上           | 16日  | 16日 | 16日 | 16日 | 16日 | 18日 | 20日 | 20日 | 20日 | 20日 | 20日 | 20日   |
| 4日      | 169日から<br>216日まで | 12日  | 12日 | 12日 | 12日 | 12日 | 13日 | 15日 | 15日 | 15日 | 15日 | 15日 | 15日   |
| 3日      | 121日から<br>168日まで | 9日   | 9日  | 9日  | 9日  | 9日  | 10日 | 11日 | 11日 | 11日 | 11日 | 11日 | 11日   |
| 2日      | 73日から<br>120日まで  | 6日   | 6日  | 6日  | 6日  | 6日  | 7日  | 7日  | 7日  | 7日  | 7日  | 7日  | 7日    |
| 1日      | 48日から<br>72日まで   | 3日   | 3日  | 3日  | 3日  | 3日  | 3日  | 3日  | 3日  | 3日  | 3日  | 3日  | 3日    |

別表第4（第22条関係）

| 週所定勤務日数 | 年度所定勤務日数         | 任用月 |     |     |     |     |     |     |     |     |    |    |    |
|---------|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
|         |                  | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 5日以上    | 217日以上           | 16日 | 15日 | 13日 | 12日 | 11日 | 10日 | 8日  | 7日  | 5日  | 4日 | 3日 | 1日 |
| 4日      | 169日から<br>216日まで | 12日 | 11日 | 10日 | 9日  | 8日  | 7日  | 6日  | 5日  | 4日  | 3日 | 2日 | 1日 |

|    |                  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 3日 | 121日から<br>168日まで | 9日 | 8日 | 8日 | 7日 | 6日 | 5日 | 5日 | 4日 | 3日 | 3日 | 2日 | 1日 |
| 2日 | 73日から<br>120日まで  | 6日 | 6日 | 5日 | 5日 | 4日 | 4日 | 3日 | 3日 | 2日 | 2日 | 1日 | 1日 |
| 1日 | 48日から<br>72日まで   | 3日 | 3日 | 3日 | 3日 | 2日 | 2日 | 2日 | 2日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 |

別表第5（第32条関係）

（令2教委規則4・全改、令7教委規則10・一部改正）

| 関係者                  | 日数              |
|----------------------|-----------------|
| 配偶者等                 | 7日              |
| 父母                   | 7日              |
| 子                    | 7日              |
| 祖父母                  | 5日（代襲相続の場合7日）   |
| 孫                    | 3日              |
| 兄弟姉妹                 | 3日              |
| 父母の配偶者等又は配偶者等の父母     | 3日（生計を一にする場合7日） |
| 伯叔父母                 | 3日（代襲相続の場合7日）   |
| 子の配偶者等又は配偶者等の子       | 3日（生計を一にする場合7日） |
| 祖父母の配偶者等又は配偶者等の祖父母   | 1日（生計を一にする場合5日） |
| 兄弟姉妹の配偶者等又は配偶者等の兄弟姉妹 | 1日（生計を一にする場合3日） |
| 伯叔父母の配偶者等            | 1日              |